

**「鹿児島県県民の日を定める条例」の骨子（案）に係る  
パブリック・コメントの結果**

- 1 実施期間 平成30年10月1日（月）～平成30年10月31日（水）
- 2 意見の提出状況 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要、それに対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方等
1	<p>「県民の日」は、県民が県内で消費活動をし、かつ、他県から鹿児島に訪れてもらえるような日に制定する。</p> <p>提案としては、<u>ハロウィンの翌日である11月1日を「県民の日」に制定</u>し、11月1日におはら祭を、前日の10月31日におはらハロウィンパレードとして前夜祭を大規模に行うことにより、日本一のハロウィンパレードを目指すことも可能であり、海外から多くの集客を見込むことができる。</p> <p>今後の鹿児島の発展を考え、県民にとって有益な日に制定することを期待する。</p>	<p>「県民の日」は、明治150年を記念して、県民が、郷土の歴史や文化を見つめ直し、郷土に対する理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育むことにより、自信と誇りを持って、より豊かな鹿児島県を築き上げることを期する日として、制定するものです。</p> <p>県では、現在の県域を全て含んで鹿児島県が誕生した廃藩置県布告の日である7月14日を、「県民の日」の期日とするとしたところであり、全ての県民にこれから鹿児島の在り方を考えていただく日となるよう、「県民の日」にふさわしい取組を行っていきたいと考えております。</p>